

令和5年度

# 決算審査意見書等説明資料

広島県歳入歳出決算審査意見書

広島県基金運用状況審査意見書

広島県公営企業決算審査意見書

健全化判断比率審査意見書

資金不足比率審査意見書

広島県監査委員



# 目 次

## 令和5年度広島県歳入歳出決算審査意見書（概要）

|              |   |
|--------------|---|
| 第1 審査の概要     | 1 |
| 1 審査の対象      | 1 |
| 2 審査の趣旨      | 1 |
| 3 審査の実施内容    | 1 |
| 第2 審査意見      | 1 |
| 1 審査の結果      | 1 |
| 2 総括意見       | 1 |
| 3 留意改善を要する事項 | 2 |

## 令和5年度広島県基金運用状況審査意見書（概要）

|             |   |
|-------------|---|
| 1 審査の対象     | 6 |
| 2 審査の趣旨     | 6 |
| 3 審査の実施内容   | 6 |
| 4 審査の結果及び意見 | 6 |
| 5 運用の状況     | 6 |

## 令和5年度広島県公営企業決算審査意見書（概要）

|           |   |
|-----------|---|
| 1 審査の対象   | 7 |
| 2 審査の趣旨   | 7 |
| 3 審査の実施内容 | 7 |
| 4 審査の結果   | 7 |

### 事業会計別

|                    |    |
|--------------------|----|
| < 1 > 広島県病院事業会計    | 8  |
| < 2 > 広島県土地造成事業会計  | 9  |
| < 3 > 広島県流域下水道事業会計 | 10 |

令和5年度健全化判断比率審査意見書（概要）

|              |    |
|--------------|----|
| 1 審査の対象      | 12 |
| 2 審査の趣旨      | 12 |
| 3 審査の実施内容    | 12 |
| 4 審査の結果      | 12 |
| 5 健全化判断比率の状況 | 12 |

令和5年度資金不足比率審査意見書（概要）

|             |    |
|-------------|----|
| 1 審査の対象     | 13 |
| 2 審査の趣旨     | 13 |
| 3 審査の実施内容   | 13 |
| 4 審査の結果     | 13 |
| 5 資金不足比率の状況 | 13 |

# 令和5年度広島県歳入歳出決算審査意見書（概要）

## 第1 審査の概要（意見書 P1）

### 1 審査の対象

広島県一般会計及び広島県証紙等特別会計など11の特別会計

### 2 審査の趣旨

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の審査に当たっては、決算その他関係書類が法令等に適合し、かつ計数は正確であるか、予算は議決の趣旨にのっとり合理的かつ効率的に執行されているか、会計経理事務は関係法規等に準拠して適正に行われているか、財産の管理は適正になされているか、などの点に主眼をおき、広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

### 3 審査の実施内容

知事から提出された決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類等との照合確認を行うとともに、関係当局の説明を聴取し、既に実施した監査、検査の結果も参考にして慎重に行った。

## 第2 審査意見

### 1 審査の結果（意見書 P2）

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された一般会計及び11の特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、法令等に適合し、いずれもその計数が正確であると認められた。

また、一般会計及び特別会計に係る予算の執行、会計経理事務の処理、財産の管理などについては、一部に留意改善を要する事項があるものの、議決の趣旨、関係法令等にのっとり、おおむね適正と認められた。

### 2 総括意見（意見書 P2～4）

#### ○ 決算の状況

##### 【一般会計】

（単位：円、％）

| 区分 | 令和4年度             | 令和5年度             | 増減額              | 対前年度比 |
|----|-------------------|-------------------|------------------|-------|
| 歳入 | 1,277,874,258,338 | 1,163,022,651,446 | △114,851,606,892 | 91.0  |
| 歳出 | 1,256,447,030,280 | 1,147,739,891,465 | △108,707,138,815 | 91.3  |
| 差引 | 21,427,228,058    | 15,282,759,981    | △6,144,468,077   | 71.3  |

【特別会計】

(単位：円、%)

| 区分 | 令和4年度           | 令和5年度           | 増減額            | 対前年度比 |
|----|-----------------|-----------------|----------------|-------|
| 歳入 | 554,245,716,121 | 560,320,097,870 | 6,074,381,749  | 101.1 |
| 歳出 | 541,571,809,272 | 550,684,706,531 | 9,112,897,259  | 101.7 |
| 差引 | 12,673,906,849  | 9,635,391,339   | △3,038,515,510 | 76.0  |

○ 本県の財政状況

一般会計等が将来負担すべき債務の水準を図る指標である将来負担比率は195.3%と、前年度に比べ5.1ポイント改善したものの、財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率は94.4%と、前年度に比べ1.5ポイント悪化している。

近年頻発した豪雨災害への対応などにより実質的な県債残高が増加傾向にあり、公債費が高止まりしていることや、社会保障関係費の増加などより、本県の財政は依然として厳しい状況が続いている。

また、少子高齢化や人口減少の進展に伴う社会構造の変化や、行政課題の多様化・複雑化、物価や金利の上昇に伴う経済環境の変化などにより、今後の財政環境は、一層厳しさを増していくことが見込まれる。

○ 総括意見

今後とも、将来負担額の縮減に努めるとともに、県民に対する事業成果等の説明責任に留意しつつ、次に掲げる事項について、継続的な点検と一層の改善を求める。

3 留意改善を要する事項

(1) 県勢発展に必要な施策を安定して推進できる財政運営 (意見書 P5～6)

本県では、県勢発展に必要な施策を安定して推進できる、しなやかな財政運営を行っていくため、「中期財政運営方針」に基づき、経営資源の最適配分に向けた取組や県税の徴収強化の取組等を進めている。

県債全体の残高は、令和5年度末で2兆4,615億円余となり、前年度に比べ245億円余減少しているものの、実質的な県債残高は、令和5年度末で1兆2,293億円余となり、前年度に比べ116億円余増加している。

今後の財政環境は、一層厳しさを増していくことが見込まれることから、県勢発展に必要な施策を安定して推進していくため、「中期財政運営方針」に掲げる取組を着実に実施し、将来負担比率の抑制に努める必要がある。

なお、臨時財政対策債の償還財源は、後年度の地方交付税に反映される仕組みではあるが、国の財政状況が厳しい中、将来にわたり交付税措置が確実に実行されるか懸念されることから、臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引き上げを含めた地方交付税制度の抜本的な見直し及び償還財源の確保について、引き続き国に対し要望していく必要がある。

## (2) 収入未済の早期解消と不納欠損の適正処分 (意見書 P 6～9)

### ア 収入未済額の縮減と新規滞納の発生防止

一般会計及び特別会計の収入未済額は、57億866万円余で、滞納整理の促進や滞納発生の未然防止などの取組を着実に実施した結果、前年度に比べ2億6,881万円余、4.5%の減となっている。

引き続き収入未済の発生を抑制する取組を着実に進めるとともに、発生した収入未済については、債権の特性に応じた取組を効果的に進めていく必要がある。

#### (ア) 県税

- ① 県税の収入未済額は、37億3,177万円余（滞納処分停止中の1億1,292万円余及び徴収猶予中の徴収猶予中の11億489万円余を含む。）で、前年度に比べ1億8,104万円余、4.6%減少し、収入率は98.7%と、前年度に比べ0.1ポイント低下している。

引き続き、徴収対策の推進に努めるとともに、徴税コストの縮減につながる取組について、検討する必要がある。

- ② 県税の収入未済額の53.1%を占めている個人県民税の収入未済額は、19億8,043万円余で、前年度に比べ2億8,566万円余、12.6%減少している。

個人県民税の徴収対策として進めてきた直接徴収や併任徴収による滞納整理の取組について効果を検証しつつ、収入未済の早期解消に努めるとともに、特別徴収の徹底に向けては、市町と連携を図りながら、県の果たすべき役割を不断に実施していく必要がある。

#### (イ) 県税以外

- ① 税外債権の収入未済額の縮減・整理については、令和3年度から令和7年度までの5年間の中期（縮減）目標を設定し、広島県債権管理会議における取組方針に基づき、組織的債権管理や滞納債権発生防止など、債権の適正管理や債権管理の高度化・効率化に向けた取組を推進している。

中期（縮減）目標では、令和3年度から令和7年度までの5年間で2億円の縮減を掲げており、達成に向けて、組織的な取組を引き続き進めていく必要がある。

- ② 県税並びに県税に係る確定延滞金等を除く一般会計の収入未済額は、5億6,270万円余で、前年度に比べ2,451万円余の減となっているが、依然として多額であるため、本庁と地方機関が一体となり、収入未済の解消に向けて努めていく必要がある。
- ③ 特別会計の収入未済額は、13億5,063万円余で、前年度に比べ3,108万円余の減となっているが、依然として多額であることから、各債権管理マニュアル等に基づき、適正な債権管理に努めるとともに、収入未済の解消に向けて努めていく必要がある。

#### 【収入未済額の状況】

(単位:円、%)

| 区分   | 令和4年度         | 令和5年度         | 増減額          | 対前年度比 |
|------|---------------|---------------|--------------|-------|
| 一般会計 | 4,595,755,671 | 4,358,032,939 | △237,722,732 | 94.8% |
| 特別会計 | 1,381,718,135 | 1,350,630,704 | △31,087,431  | 97.8% |
| 計    | 5,977,473,806 | 5,708,663,643 | △268,810,163 | 95.5% |

## イ 不納欠損の適正処分

一般会計及び特別会計の不納欠損額は、4億6,067万円余で、前年度に比べ7,500万円余の増となっている。

不納欠損処分は、債権を消滅させるものであるため、債務者の所在や資産等の状況を十分調査するとともに、時効更新の措置を講じるなど、適切な債権管理を行ったうえで慎重に判断する必要がある一方、可能な措置を講じてもお回収が見込めない債権の管理を継続することは、事務の効率性を損なうものでもあることから、県民に対して説明責任が果たせるよう、債権の特性に応じて債権管理状況等を十分検証するとともに、適法性や公平性を確保したうえで、適正に行う必要がある。

### (3) 財務に関する適正な事務処理の徹底 (意見書 P10)

本県では、「広島県の内部統制に関する方針」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っている。令和5年度の定例監査において、財務事務に関して、不適正な事務処理を指摘しているところであり、また、内部統制の取組を評価した「令和5年度内部統制評価報告書」においても、不適正な事務処理が把握されている。

定例監査における指摘や内部統制の取組で把握された不備については、各所属において適正な状況の回復や再発防止等に向けて取り組まれているところであるが、事案の発生所属における取組に留めることなく、全庁で実効性のある内部統制の実践に取り組み、適正な事務処理の徹底を図る必要がある。

### (4) 財産の適正管理 (意見書 P10～11)

#### ア ファシリティマネジメントの推進

本県では、令和3年11月に、「広島県公共施設等マネジメント方策」を全部改訂し、県有資産のマネジメントに取り組んでいる。

最少の経費で最大の効果が得られるよう、引き続き、計画的な保全実施による施設の長寿命化や維持管理コストの縮減、施設総量の最適化などに向けた具体的な取組を着実に進めていく必要がある。

なお、職員宿舎については、これまで、施設総量の最適化に向けて様々な取組が進められてきているが、入居率は低下傾向にあることから、職員宿舎の個別施設計画の策定に合わせ、今後のあり方について検討する必要がある。

## イ 県有施設の安全管理

県有施設の安全管理については、「県有施設安全確保ガイドライン」に基づく安全点検等を実施し、適宜、県有施設の改修等を進めてきた。

将来にわたり、県民の望む施設が安全に利用できるよう、今後とも利用者ニーズの把握や施設コンセプトの見直しを行いながら、県有施設の安全対策の向上に向けて、引き続き、全庁的に取り組む必要がある。

### (5) 地方公会計制度への対応 (意見書 P11)

地方公会計制度への対応については、国の要請を受け、平成28年度決算から統一的な基準による県全体の財務書類を作成・公表している。

統一的な基準による財務書類は、団体間比較を可能とするだけでなく、予算編成や公共施設マネジメントなどに幅広く活用できるものであることから、適正な財務書類の作成・活用に向け、専門的知識を有する職員の人材育成に取り組み、詳しく分かりやすい財務情報の提供に努めるとともに、行政改革の更なる推進を図るため活用していく必要がある。

## 令和5年度広島県基金運用状況審査意見書（概要）

### 1 審査の対象（意見書 P59）

広島県市町振興基金

### 2 審査の趣旨

広島県市町振興基金の運用状況の審査に当たっては、運用に関する計数は正確であるか、基金の設置目的に応じて确实かつ効率的に運用されているか、などの点に主眼をおき、広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

### 3 審査の実施内容

知事から提出された運用状況報告書の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類等との照合確認を行うとともに、関係当局の説明を聴取し、既に実施した監査、検査の結果も参考にして慎重に行った。

### 4 審査の結果及び意見

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された運用状況報告書は、その計数が正確であると認められた。

一方、基金の設置目的である貸付事業は廃止され、また、貸付金の償還も終了しており、運用基金としての実態が失われていることから、基金の必要性を含め、今後のあり方を速やかに整理する必要がある。

### 5 運用の状況（意見書 P60）

（単位：円）

| 区 分   | 令和4年度末<br>現 在 高 | 令和5年度中の異動の状況 |             | 令和5年度末<br>現 在 高 | (参考)<br>令和6年5月末<br>出納整理後差引高 |
|-------|-----------------|--------------|-------------|-----------------|-----------------------------|
|       |                 | 増            | 減           |                 |                             |
| 現 金   | 4,964,644,481   | 744,589      | 633,657,000 | 4,331,732,070   | 3,643,720,435               |
| 貸 付 金 | 0               | 0            | 0           | 0               | 0                           |
| 計     | 4,964,644,481   | 744,589      | 633,657,000 | 4,331,732,070   | 3,643,720,435               |

注 参考欄は、令和5年度末現在高に、令和5年度一般会計の令和6年4月・5月（出納整理期間）中の執行に係る増減を反映した記載をしている。

## 令和5年度広島県公営企業決算審査意見書（概要）

### 1 審査の対象（意見書 P 1）

広島県病院事業会計

広島県土地造成事業会計

広島県流域下水道事業会計

### 2 審査の趣旨

公営企業決算の審査に当たっては、決算その他関係書類が法令等に適合し、かつ計数は正確であるか、事業の運営が地方公営企業法第3条（経営の基本原則）の趣旨に従って行われたか、それぞれの事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、などの点に主眼をおき、広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

### 3 審査の実施内容

知事から提出された決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類等との照合確認を行うとともに、関係当局の説明を聴取し、既に実施した監査、検査の結果も参考にして慎重に行った。

### 4 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された3事業会計の決算書及び附属書類は、法令等に適合し、いずれもその計数が正確で、経営成績及び財政状態は適正に表示されていた。

また、事業の運営については、一部改善を要する事項があったものの、経営の基本原則の趣旨に従って行われており、おおむね適正と認められた。

## 事業会計別

### < 1 > 広島県病院事業会計（意見書 P 3～8）

#### 1 決算の概要

（単位：円）

| 区 分          | 令和4年度          | 令和5年度          | 増減額            |
|--------------|----------------|----------------|----------------|
| 総収益          | 29,514,834,523 | 27,115,580,238 | △2,399,254,285 |
| 総費用          | 28,437,726,862 | 28,506,244,985 | 68,518,123     |
| 純利益<br>(純損失) | 1,077,107,661  | △1,390,664,747 | △2,467,772,408 |

令和5年度は純利益から純損失に転じており、この主な要因は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）対策に係る他会計補助金の繰入に伴う医業外収益の減少により、経常利益が減少したことによるものである。

#### 2 審査意見

県立病院の経営形態については、令和7年度から地方独立行政法人による運営に移行することが計画されており、地方独立行政法人法で定める中期計画を新たに策定することとされている。

令和6年度については、第7次広島県病院事業経営計画（以下「第7次経営計画という。」）に基づいて取組を着実に実施するとともに、地方独立行政法人による運営開始後も、引き続き地域における良質な医療が確保され、持続的な病院運営が可能となるよう、次の点に留意して、移行に向けた準備に取り組む必要がある。

##### (1) 広島県地域医療構想等を踏まえた役割の強化

広島県地域医療構想や第8次保健医療計画など県の医療政策に合わせて、県立病院としての役割を発揮し、県民が安心して保健医療サービスを受けられるように努めること。また、広島病院、安芸津病院のそれぞれに担うべき役割や医療機能に応じた医療人材の確保に取り組むこと。

##### (2) 経営基盤の強化

医業収益は新型コロナ禍前の水準まで回復したものの、患者数は回復しておらず、給与費や経費などの医業費用も増加していることから、次の点に留意し、より一層の経営基盤の強化に努めること。

##### ア 経営力の強化

病院事業全体の資金収支バランスに十分留意して、施設・設備の更新や医療機能の強化に向けた機器の導入など有形固定資産への投資判断を行うとともに、資金収支の改善に向けた取組を進め、経営力を強化すること。

##### イ 医業損益の改善

診療報酬改定を踏まえた施設基準の適確な届出・算定を行うなど増収を図るとともに、積極的な地域連携活動により新規入院患者の獲得に努めるなど第7次経営計画に基づき、両病院の強みや特色を生かして医業収益の確保に取り組むこと。

また、材料費や経費について、持続可能な病院経営に向けて費用合理化対策に努めること。

#### ウ 未収金対策の強化

滞納期間が長期化するほど回収が困難になることを踏まえ、新規の未収金発生の抑制や公費助成案内などの初期対応に注力するとともに、個人負担分の中長期滞納債権についても、より一層回収業務に取り組むこと。

#### (3) 危機管理対応力の強化

広島病院については、引き続き基幹災害拠点病院として、DMAT隊の派遣や被災患者の受入など、災害時における継続的・効果的な医療の提供等に努めること。

また、両病院において策定済みの業務継続計画が有効に機能するように、病院事業局全体で、平時において取り組むこと。

#### (4) 安芸津病院の経営の安定化

安芸津病院については、今年度、耐震化対応の具体化に向けて、基本構想及び基本計画を策定することとされている。

地方独立行政法人移行後は、より自立的な経営が求められることから、厳しい経営状態が続いている安芸津病院については、早期に具体的な経営改善策を講じるとともに、将来的な医療需要の動向を見極め、病院の規模、機能などを整理し、地域において必要な医療提供体制が確保されるよう取り組むこと。

## < 2 > 広島県土地造成事業会計（意見書 P 29～32）

### 1 決算の概要

（単位：円）

| 区 分          | 令和4年度       | 令和5年度         | 増減額           |
|--------------|-------------|---------------|---------------|
| 総収益          | 184,062,566 | 5,934,245,097 | 5,750,182,531 |
| 総費用          | 281,194,173 | 4,140,139,436 | 3,858,945,263 |
| 純利益<br>(純損失) | △97,131,607 | 1,794,105,661 | 1,891,237,268 |

令和5年度は純利益が計上されており、この主な要因は、土地分譲に伴う土地売却収益の増加により、営業利益が増加したことによるものである。

### 2 審査意見

令和4年度から発生した企業債償還に係る資金不足については、令和6年2月の資金収支見通しによれば、今後も毎年度発生し、企業債の最終償還年度である令和13年度末時点における累積資金不足額は約134億円となる見通しとなっている。

資金不足に対応するため、一般会計からの繰入や土地造成事業等債務処理基金への積み立てが行われているが、県民負担を最小にするため、次の点について重点的に取り組む必要がある。

(1) 未分譲地の早期分譲

令和5年度の土地分譲により、本郷産業団地が完売した結果、未分譲地は減少している。

引き続き、未分譲地の分譲促進に向けて、関係市町と連携して、企業ニーズに対応した誘致活動を行い、より一層早期分譲に努めること。

(2) 未着手用地の活用策の検討

未着手用地については、一部において、利活用が図られているが、今後も、立地条件等の分析を詳細に行うとともに、未着手用地の保有及び管理に係る経費負担などの経済性・効率性の観点からも十分に検討を行い、関係市町と積極的に連携・調整を図り、土地の特性に見合った利活用や将来の事業化の可能性について、速やかに方針を決定し、対応を進めること。

なお、事業化に当たっては、社会経済情勢や県の厳しい財政状況を踏まえ、企業ニーズをより的確に把握するとともに、事業推進の判断基準となるリスクを適切に評価し、今後の方針を検討すること。

(3) 長期未収債権の回収

債務者の経営状況等に応じ一定の回収は進められているが、未収債権額は依然多額であることから、引き続き債務者の経営状況を把握し協議を行うなど、速やかな回収に努めること。

### < 3 > 広島県流域下水道事業会計 (意見書 P 5 1 ~ 5 5)

#### 1 決算の概要

(単位：円)

| 区 分 | 令和4年度         | 令和5年度         | 増減額          |
|-----|---------------|---------------|--------------|
| 総収益 | 8,562,819,839 | 9,119,244,616 | 556,424,777  |
| 総費用 | 8,483,649,304 | 9,062,006,754 | 578,357,450  |
| 純利益 | 79,170,535    | 57,237,862    | △ 21,932,673 |

令和5年度の純利益は、前年度に比べ減少しており、この主な要因は、長期前受金戻入の減少により、営業外収益が減少したことによるものである。

#### 2 審査意見

将来にわたって安定的に事業を継続していくため、今後の処理水量の減少による処理施設稼働率の低下、汚水処理施設の老朽化の進行などの課題に対応し、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全に向けて、一層効率的な企業経営の実現が図られるよう、次の点について重点的に取り組む必要がある。

(1) 広島県汚水適正処理構想に基づく取組の推進

広域的かつ長期的な観点から、県全体の適正な汚水処理の方向性を整理した「広島県汚水適正処理構想」の目標達成に向けて、引き続き、流域関連市町等と調整を図りながら、流域下水道事業として果たすべき役割を着実に実施すること。

## (2) 施設規模の最適化と事業運営の効率化

流域下水道事業の維持管理費用は、受益者負担の原則に基づき、流域関連市町の負担により賄われており、今後、維持管理費用や更新投資の増加によって、汚水処理原価が上昇し、流域関連市町の負担も増加することが見込まれる。

このため、受益者である流域関連市町等と連携・協力し、汚水処理原価の上昇抑制が図られるよう、「広島県流域下水道事業経営実行プラン」を踏まえつつ、次の点に留意して、施設規模の最適化や事業運営の効率化に向けた取組を着実に推進すること。

- 施設・設備更新については、ストックマネジメント（資産管理）の確実な実践により、劣化の状況等を確認し、安全性が確保される場合は更新時期を見直すなど、ライフサイクルコストの最適化を図ること。
- 公共下水道施設等から流域下水道への接続が経済的で効率的な区域については、積極的に接続を推進し、施設利用率の向上を図るとともに、汚水処理水量を踏まえた施設のダウンサイジング（廃止・統廃合）などによる施設規模の最適化を図ること。
- 業務委託している施設の維持管理については、維持管理が適正かつ効果的に行われるよう、業務の効率性や費用対効果を検証するとともに、事業環境の変化を踏まえて、最適な管理運営手法について検討を進めること。

## (3) 危機管理体制の見直しと自然災害対策等の推進

東日本大震災における地震・津波被害や平成30年7月豪雨災害における洪水被害などを教訓に、今後起こり得る大規模な地震・豪雨等の自然災害や事故等による被害を最小限に抑えるため、引き続き、広島県下水道公社と連携した危機管理体制について、適宜必要な見直しを行い、流域関連市町等との情報共有や協力体制の構築を進めるとともに、「社会資本総合整備計画」や「広島県汚水適正処理構想」に基づく流域下水道施設の防災・減災対策の取組を着実に実施すること。

## (4) 資源・エネルギーの利活用の促進

引き続き、下水道バイオマス（消化ガス、下水汚泥）を活用した温室効果ガスの排出抑制に取り組むとともに、エネルギーコストの縮減に向けたネット・ゼロカーボンの取組を更に推進していくこと。

また、各浄化センターの未利用地の利活用について検討を進めること。

## (5) 広域化・共同化計画の推進

「広島県下水道事業広域化・共同化計画」に基づき、持続可能な事業運営の確保に向け、県内市町等と十分な協議・調整を行いながら、施設の広域化や維持管理の共同化、危機管理の共同化などの具体的な取組を進めていくこと。

## 令和5年度健全化判断比率審査意見書（概要）

### 1 審査の対象（意見書 P 1）

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）

### 2 審査の趣旨

健全化判断比率の審査に当たっては、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に従って適正に作成されているか、などの点に主眼を置き、広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

### 3 審査の実施内容

知事から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類等との照合確認を行うとともに、関係当局から説明を聴取する方法により慎重に行った。

### 4 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等の趣旨に従って適正に作成されているものと認められた。

### 5 健全化判断比率の状況（意見書 P 2）

| 区 分      | 令和5年度  | 前年度    | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|--------|--------|---------|--------|
| 実質赤字比率   | — %    | — %    | 3.75%   | 5.0 %  |
| 連結実質赤字比率 | — %    | — %    | 8.75%   | 15.0 % |
| 実質公債費比率  | 14.4%  | 13.7%  | 25.0 %  | 35.0 % |
| 将来負担比率   | 195.3% | 200.4% | 400.0 % |        |

## 令和5年度資金不足比率審査意見書（概要）

### 1 審査の対象（意見書 P3）

病院事業会計、土地造成事業会計、流域下水道事業会計及び港湾特別整備事業費特別会計の資金不足比率

### 2 審査の趣旨

資金不足比率の審査に当たっては、各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に従って適正に作成されているか、などの点に主眼を置き、広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

### 3 審査の実施内容

知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類等との照合確認を行うとともに、関係当局から説明を聴取するなどの方法により慎重に行った。

### 4 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等の趣旨に従って適正に作成されているものと認められた。

### 5 資金不足比率の状況（意見書 P4）

| 区 分           | 令和5年度 | 前年度 | 経営健全化基準 |
|---------------|-------|-----|---------|
| 病院事業会計        | — %   | — % | 20.0 %  |
| 土地造成事業会計      | — %   | — % | 20.0 %  |
| 流域下水道事業会計     | — %   | — % | 20.0 %  |
| 港湾特別整備事業費特別会計 | — %   | — % | 20.0 %  |

(参考)

健全化判断比率及び資金不足比率の対象範囲

|                  |   |  |  |  |  |
|------------------|---|--|--|--|--|
| 一般会計等            | 広島県一般会計   | ↑<br>↓<br>↑<br>↓<br>↑<br>↓<br>↑<br>↓<br>↑<br>↓ | ↑<br>↓<br>↑<br>↓<br>↑<br>↓<br>↑<br>↓<br>↑<br>↓ | ↑<br>↓<br>↑<br>↓<br>↑<br>↓<br>↑<br>↓<br>↑<br>↓ | ↑<br>↓<br>↑<br>↓<br>↑<br>↓<br>↑<br>↓<br>↑<br>↓ |
|                  | 広島県証紙等特別会計  |  |  |  |  |
|                  | 広島県管理事務費特別会計  |  |  |  |  |
|                  | 広島県公共用地等取得事業特別会計  |  |  |  |  |
|                  | 広島県公債管理特別会計   |  |  |  |  |
|                  | 広島県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計                                       |  |  |  |  |
|                  | 広島県中小企業支援資金特別会計   |  |  |  |  |
|                  | 広島県水産振興資金特別会計   |  |  |  |  |
|                  | 広島県県営林事業費特別会計   |  |  |  |  |
|                  | 広島県県営住宅事業費特別会計  |  |  |  |  |
| 広島県高等学校等奨学金特別会計  |   |  |  |  |  |
| 公営事業会計           | 広島県国民健康保険事業費特別会計  | ↑<br>↓<br>↑<br>↓<br>↑                          | ↑<br>↓<br>↑<br>↓<br>↑                          | ↑<br>↓<br>↑<br>↓<br>↑                          | ↑<br>↓<br>↑<br>↓<br>↑                          |
|                  | 公営企業会計  |  |  |  |  |
|                  | 広島県病院事業会計   |  |  |  |  |
|                  | 広島県土地造成事業会計   |  |  |  |  |
|                  | 広島県流域下水道事業会計  |  |  |  |  |
| 広島県港湾特別整備事業費特別会計 |   |  |  |  |  |
| 広域連合             | 広島県水道広域連合企業団  | ↑<br>↓   | ↑<br>↓   | ↑<br>↓   | ↑<br>↓   |
| 第三者セクター等         | 広島県公立大学法人<br>広島県道路公社、広島高速道路公社<br>広島県土地開発公社<br>広島県信用保証協会 等 | ↑<br>↓   | ↑<br>↓   | ↑<br>↓   | ↑<br>↓   |